

## 錦江町農業委員会12月総会議事録

- 開催日時 平成30年12月14日(金) 午後3時30分から
- 開催場所 錦江町役場 会議室
- 出席委員(農業委員15人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	鍋 康博
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	安水 純一
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

### 農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

### ○欠席委員

農地利用最適化推進委員 安水 峯晴

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第30号 農地法第3条許可申請（所有権移転）について

議案第31号 農地法第3条許可申請（賃貸借権）について

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利  
用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第33号 非農地証明願について

議案第34号 平成29年度に実施した地籍調査事業に伴う農地の地目変更の  
協議について

議 長	<p>只今より平成30年12月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は安水推進委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に8番 安水委員と9番 元丸委員を指名いたしますので、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第30号 農地法第3条許可申請(所有権移転)についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第30号について説明いたします。</p> <p>受付番号8号の譲渡人は、O・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は城元字平見5247番5、地目は畑、地積は1,373㎡となっています。</p> <p>譲受人はO・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>O・Tさんの経営状況は、世帯員4名、労働力4名、自作地14,731㎡で、水稲、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械等の所有状況は、トラクター、耕耘機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、8番 安水委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を8番 安水委員をお願いします。

<p>8 番 安水委員</p>	<p>はい。報告をいたします。</p> <p>現在、O・Tさんが、O・Kさんの鶏舎を借りており、その鶏舎を今買い取る手続き中であります。その鶏舎の隣にあるKさんの農地をTさんに買って欲しいとの相談がありました。Tさんは養鶏を中心に農業をしておりますが、両親と梅の方も栽培しております。しっかりと農地も管理しておりますので、何ら問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。因みに売買価格の方は〇〇万円でした。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第30号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第30号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第30号については、原案のとおり決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第31号 農地法第3条許可申請(賃貸借権)についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは議案第31号について説明いたします。</p> <p>受付番号9号の貸し人は、O・Hさん、G自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字高塚2604番1、地目は畑、地積は3,632㎡となっています。</p> <p>次の受付番号10号の貸し人は、T・Kさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字四本松1970番1、地目は畑、地積は3,034㎡となっています。</p> <p>次の受付番号11号の貸し人は、T・Mさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字平原1884番、地目は畑、地積は1,474.2㎡と、田代川原字池ノ迫1927番、地目は畑、地積は2,542㎡で、2筆の合計は4,016㎡となっています。</p>

	<p>次の受付番号12号の貸し人は、T・Mさん、T自治会在住の方です。 申請地は田代川原字池ノ迫1933番1、地目は畑、地積は1,109㎡となっています。</p> <p>次の受付番号13号の貸し人は、H・Mさん、H自治会在住の方です。 申請地は田代川原字ロサイ2104番1、地目は畑、地積は1,109㎡となっています。</p> <p>次の受付番号14号の貸し人は、S・Sさん、G自治会在住の方です。 申請地は、田代川原字四本松1962番2、地目は畑、地積は4,641㎡と、田代川原字四本松1963番、地目は畑、地積は1,334㎡と、田代川原字ロサイ2104番4、地目は畑、地積は1,361㎡と、田代川原字ロサイ2104番5、地目は畑、地積は525㎡と、田代川原字ロサイ2136番1、地目は畑、地積は2,401㎡で、5筆の合計は10,262㎡となっています。</p> <p>次の受付番号15号の貸し人は、T・Mさん、T自治会在住の方です。 申請地は田代川原字ロサイ2136番2、地目は畑、地積は1,531㎡となっています</p> <p>借り人は(株)Nさん、K市に拠点を置く法人です。 (株)Nさんの経営状況は、構成員(取締役役員)4名、労働力(農場長)1名となっておりまして、ゴボウの生産をしたいということでした。 賃借料は受付番号9号が反当8,000円、受付番号10号が反当5,000円、受付番号11号が反当5,000円、受付番号12号が反当5,000円、受付番号13号が反当8,000円、受付番号14号が四本松が反当5,000円、ロサイが反当8,000円、受付番号15号が反当8,000円となっています。</p> <p>農業機械等の所有状況は、トラクター、堀取り機各1台となっています。 (株)Nさんですが、皆さんご存知のとおり、農業資材の販売、太陽光発電等、各種事業を展開されております。 農業部門では、K市の方で、ゴボウの委託生産、集出荷をされているとのことで、今回、自社で直接生産を行いたいということでの申請となっております。 (株)Nさんについては、現在まで農業生産の実績がないということで、今回農地法3条による解除条件付農地賃貸借契約となっております。 以上で説明を終わります。以上です。</p>
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
1 番 宿利原委員	この14番のS・Sさんのここはあっせんにかかって、売買にかかっていたんだが、わっぜい藪になってたんだが、太陽光は作らんたるなあ。

事務局	太陽光はできないところなので。荒れているところについては、未だ木も生えていないので。
1 番 宿利原委員	見に行ったんだけど、わっぜい荒れている畑やっど。買い手を見つけたんだけど、見に行ったら断ったんだけど。3年間の賃貸だから綺麗になるんだろうけど。
2 番 鈴 委員	ゴボウを作るんですか。
事務局	はい。ゴボウの生産をしたいということでした。今、Kで委託をしてゴボウを作っているんですが、今度、自社で直接ゴボウの生産をしたいということでした。
1 番 宿利原委員	買い手もないから。わっぜい藪だったから。これが反当5千円ぐらいだけど。良いことなんだけど。鍋さんが担当であそこあたりを見たんだけど、わっぜい荒れているんですよ。
弓 指 推進委員	この前、10月の初めぐらいに2人連れで来て、ずっと見て回ってましたよ。わっぜい所やが借りるんだろうかと思ってたんだけど。
1 番 宿利原委員	畑自体は良い畑なんですよ。土手がわっぜい高けかったいすいば。
事務局	現地の方はもう先ほどあったように確認はされております。
1 番 宿利原委員	まあ3年の賃貸でしてあって、ゴボウを作るということで、何ら問題は無いんでしょうね。
6 番 坂元委員	解除条件はどういうものですか。
事務局	解除条件というのは、貸主の方が借主の方が適正に農地を利用していないといったときに、一方的に契約が解除ができるというものです。基盤法では合意解約で済みますけれども、もう貸さないと。ちゃんと利用していないからと。ただ利用していないということであって、作っているのに解約するというのは合意解約なんですけれども、借りたんだけど荒らしているときには、地主さんの方が一方的に契約解除を申し出ることが出来るというものです。これについては、耕作状況を毎年農業委員会の方に報告をしなければならないと。借主の方が。そして農業委員会は県

	にも報告をすることになっています。
3 番 鍋 委員	これは結局、ここの農業委員会には上がって来ているけれども、土地改良区の方との話し合いというようなのは、何にも繋がっていないのですか。
事務局	そこは未だ無いです。
3 番 鍋 委員	会があった時には、これを出してみらんならと思っただけだけれども。
事務局	契約の内容を見ると水利費を含むになっているんで、Nさんが改良区に水利費代を払うという契約にはなっていないですから、やはり地主さんが払うということです。
3 番 鍋 委員	その込みで金額が決まっているんですね。
事務局	だからロサイの方は8, 0 0 0円、畑灌代を含む形での賃借料設定です。ですから、あくまでも地主さんが改良区には支払うということです。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第31号を採決します。 お諮りします。 議案第31号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第31号については、原案のとおり決定しました。

議 長	<p>次に、議案第32号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は107筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を5回に分けて行い、事務局説明と調査員の報告は継続の案件を省略し、新規のみの案件だけとして、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは議案第32号のうち、受付番号314号から348号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第32号のうち、受付番号314号から348号までについて説明します。</p> <p>まず、受付番号314号から323号までは、継続の案件ですのでお目通しください。</p> <p>次の受付番号324号の貸し人はK・Tさん、N自治会在住の方です。申請地は城元字森山1319番、地目は田、地積は783㎡となっています。貸付期間は平成30年12月15日から平成35年12月14日までで、小作料金は70,000円となっています。次の受付番号325号の貸し人はS・Sさん、N自治会在住の方です。申請地は城元字宮前1298番、地目は田、地積は310㎡となっています。貸付期間は平成30年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は米1俵となっています。次の受付番号326号の貸し人はK・Tさん、S自治会在住の方です。申請地は城元字上押切1705番、地目は田、地積は1,522㎡となっています。貸付期間は平成30年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は米10俵となっています。次の受付番号327号、328号の貸し人はI・Fさん、N自治会在住の方です。申請地は、327号が城元字平田1178番、地目は田、地積は568㎡、328号が城元字中鳥井1251番、地目は田、地籍は3,017㎡のうち1,500㎡で、2筆の合計は2,068㎡となっています。貸付期間は平成30年12月15日から平成35年12月14日までで、小作料金は327号が20,000円、328号が100,000円となっています。受付番号324号から328号の借り人は、K・Tさん、S自治会在</p>

	<p>住の方です。K・Tさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、小作地3, 285㎡で、水稻、スナップを主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、移動式動噴1台となっています。</p> <p>次の受付番号329号、330号の貸し人はN・Tさん、F自治会在住の方です。申請地は、329号が城元字上押切1706番、地目は田、地積は273㎡、330号が馬場字西ノ下845番、地目は田、地籍は363㎡で、2筆の合計は636㎡となっています。貸付期間は平成30年12月15日から平成35年12月14日までで、小作料金は米3俵となっています。受付番号329号、330号の借り人は、K・Kさん、S自治会在住の方です。K・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、雇用が8人で1,920日、小作地38,769㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター3台、ブーム、コンバイン各1台、乾燥機4台となっています。</p> <p>受付番号324号から330号までの担当調査員は、4番 鳥越委員です。</p> <p>次の331号の貸し人はK・Tさん、K自治会在住の方です。申請地は神川字井手ノ河3025番1、地目は田、地積は425㎡となっています。貸付期間は平成30年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は米2俵となっています。借り人は、M・Mさん、K自治会在住の方です。M・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地11,593㎡、小作地5,543㎡で、水稻、人参を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、軽トラック2台、トラクター、ハーベスター各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、5番 徳永委員です。</p> <p>次の332号から348号までは継続の案件ですので、お目通しください。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号324号から330号までについて、4番 鳥越委員お願いいたします。</p>
<p>4 番 鳥越委員</p>	<p>はい。報告いたします。</p> <p>このK・Tさんですけれども、これはK・Kさんの息子であって、認定新規就農者ということで、去年帰ってきて農業を始めて、すごく意欲のある青年でございます。このK・Tさんの物件については、これはハウスがあり、これは結構新しいということで、一応小作料の方が70,000円となっております。それとI・Fさんの分ですけれども、これも二つともハウスであり、20,000円の方はちょっとハウスが老朽化ということで、安くしてもらっています。あとの1,500㎡の方についても、これもまたハウスが新しいということで、小作料が100,000</p>

	<p>円となっております。I・Fさんの所は、ご主人が去年亡くなり規模縮小ということで、Kさんの方に作って下さいということでありました。</p> <p>それとK・Kさんですけれども、これは元々、前々からK・Kさんが作っていらっしゃって、今回こういうあっせんに出たような状態です。K・Kさんは、ネギ、ジャガイモ、水稲、多品目作られて、何ら問題は無いかと思しますので、よろしくお願ひします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号331号について、5番 徳永委員お願ひいたします。</p>
5 番 徳永委員	<p>はい。331号のこの田んぼはですね。耕作されていた方が亡くなられたもんですから、急遽隣の田んぼを耕作されているM・Mさんと話をしまして、作りましようということになった物件です。Mさんは水稲、それから人参を耕作されておりますが、自分の土地、それから借りている田んぼ、すべて良く耕作、管理されておりますので、問題は無いんじゃないかというふうに思っております。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありますか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第32号のうち受付番号314号から348号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第32号のうち受付番号314号から348号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第32号のうち受付番号314号から348号までについては、原案のとおり決定しました。</p>

議 長	<p>次に議案第32号のうち、受付番号349号から361号までについてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第32号のうち、受付番号349号から361号までについて説明をいたします。</p> <p>先ず、受付番号349号、350号の貸し人はK・Tさん、K自治会在住の方です。申請地は、349号が馬場字下ノ船6006番4、地目は畑、地積は1,338㎡、350号が馬場字下ノ船6008番1、地目は畑、地積は3,338㎡で、2筆の合計は4,676㎡となっています。貸付期間は平成30年12月15日から平成35年12月14日までで、使用貸借のため小作料は発生しません。</p> <p>受付番号349号、350号の借り人は、K・Kさん、K自治会在住の方です。K・Kさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、現在、自作地、小作地はありませんが、認定新規就農の申請予定者で、これから甘藷、大根を主体とした経営をされる予定となっています。農業従事日数は250日で、農業機械は貸借の予定です。受付番号349号、350号の担当調査員は、8番 安水委員です。</p> <p>次の受付番号351号から353号までの貸し人はO・Aさん、H自治会在住の方です。申請地は351号が田代川原字馬庭原621番、地目は田、地積は366㎡、352号が田代川原字馬庭原622番、地目は田、地積は839㎡、353号が田代川原字馬庭原631番、地目は田、地積は368㎡で、3筆の合計は1,573㎡となっています。貸付期間は平成30年12月15日から平成35年12月14日までで、使用貸借のため小作料は発生しません。受付番号351号から353号の借り人は、K・Tさん、U自治会在住の方です。K・Tさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、小作地31,388㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、コンバイン、畝立機、掘り取り機、田植機各1台となっています。</p> <p>受付番号351号から353号までの担当調査員は、10番 貫見委員です。</p> <p>次の受付番号354号は継続の案件ですのでお目通しください。</p> <p>次の受付番号355号の貸し人はA・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字原田3208番、地目は田、地積は1,188㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成30年12月15日から平成34年12月14日までで、小作料は22,000円となっています。借り人は、N・Yさん、K自治会在住の方です。N・Yさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地16,252㎡、小作地55,864㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、軽トラック、トラック各1台、管理機6台となっています。</p> <p>次の件の担当調査員は、12番 内菌委員です。</p>

	<p>次の受付番号356号から361号までは、継続の案件ですのでお目通しください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号349号、350号について、8番 安水委員お願いいたします。</p>
8 番 安水委員	<p>はい。報告をいたします。</p> <p>借り人のK・Kさんと貸し人のK・Tさんは親子関係になります。Tさんの二男坊です。Kさんは花屋さんで働いていましたが、農業がしたいと錦江町に帰って来て1年になります。その間、Kさんを見ておりますが、真面目に一生懸命農業に取り組んでおります。錦江町に家も構え、奥さんと共に頑張っております。きっと錦江町の農業を支えてくれる人だと思っております。どうぞご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号351号から353号までについて、10番 貫見委員お願いいたします。</p>
10 番 貫見委員	<p>はい。受付番号351号から353号の借り人はK・Tさんでございます。農業に意欲を燃やしている若者でございます。そして認定新規就農者でもありますし、錦江町の定める要件はクリアしていると思われまので、問題は無いかと思ひます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号355号について、12番 内菌委員お願いいたします。</p>
12 番 内菌委員	<p>はい。355号のA・Y子さんの田んぼなんですけれども、ご主人が亡くなられて作れないということで、人を探していたんですけれども、A・Yさんの田んぼを借りているN・Yさんが借りてくれるということで頼みました。N・Yさんは、A種苗会社で専務をしていて、従業員が6名、パートが4名、計10名の雇用を雇って、経営内容もしっかりしていて、認定農業者でもありますし大丈夫だと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま担当調査員から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
9 番 元丸委員	<p>Kさんは何歳ですか。</p>
12番 内菌委員	<p>30歳です。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第32号のうち受付番号349号から361号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第32号のうち、受付番号349号から361号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第32号のうち、受付番号349号から361号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第32号のうち、受付番号362号から376号までについてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第32号のうち、受付番号362号から376号までについて説明をいたします。</p> <p>受付番号362号から368号までは、継続の案件ですのでお目通しください。</p> <p>次の受付番号369号の貸し人はO・Yさん、K市在住の方です。</p>

	<p>申請地は、神川字梅ノ木9520番13、地目は畑、地積は2,937㎡となっています。貸付期間は平成30年12月15日から平成35年12月14日までで、小作料金は20,000円となっています。借り人は、I・Kさん、K自治会在住の方です。I・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地11,455㎡で、肉用牛、大根を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各2台、トラック、ショベル、ロールベイラー各1台となっています。</p> <p>次の受付番号370号の貸し人はO・Kさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字堀ノ根6193番1、地目は畑、地積は7,608㎡となっています。貸付期間は平成30年12月15日から平成35年12月14日までで、小作料金は20,000円となっています。借り人は、K・Tさん、M自治会在住の方です。K・Tさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、雇用が3人で80日、自作地2,707㎡、小作地24,768㎡で、肉用牛、カンショ、高菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各2台、ライムソー、ツル払い機各1台となっています。</p> <p>受付番号369号、370号の担当調査員は、竹原推進委員です。</p> <p>次の受付番号371号から376号までは、継続の案件ですのでお目通しください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>受付番号369号、370号について、竹原推進委員お願いいたします。</p>
竹 原 推進委員	<p>はい。369号、370号の借り人はI・Kさんです。前作っていらっしゃた方が農業を止めて、Kさんが作るようになりました。Kさんは認定農業者でもありますので、問題は無いかと思います。</p> <p>次の370号の借り人はK・Tさんです。牛を中心に、綺麗に耕作される方で問題ないかと思います。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま担当調査員から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

2 番 鈴 委員	Kさんの子ですか。
1 番 宿利原委員	Kさんの子じゃなくて、Kさんの兄さんの子。甥っ子です。今大根を作ったり、牛を中心にされています。
議 長	他に質疑はありませんか。
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第32号のうち受付番号362号から376号までを採決します。 お諮りします。 議案第32号のうち、受付番号362号から376号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第32号のうち、受付番号362号から376号までについては、原案のとおり決定しました。
議 長	ここで○番 ○委員、○推進委員の退出を求めます。 「○委員、○推進委員退出」
議 長	次に議案第32号のうち、受付番号377号、378号についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第32号のうち、受付番号377号、378号について説明いたします。受付番号377号、378号については継続の案件ですので、お目通しください。 以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第32号のうち、受付番号377号、378号についてを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第32号のうち、受付番号377号、378号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第32号のうち、受付番号377号、378号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>ここで○番 ○委員、○推進委員の入室を求めます。</p> <p>「○委員、○推進委員入室」</p>
議長	<p>次に議案第32号のうち、受付番号379号から420号までについてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第32号のうち、受付番号379号から420号までについて説明をいたします。</p> <p>受付番号379号から420号については、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。</p> <p>お手元の配分計画案をご覧ください。</p> <p>左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そして一番右側が協力金対象欄となっています。一番真ん中のところが従前の耕作者ということで、利用権設定契約という中で基盤法によるという記載があるものについては、基盤法から中間管理事業への乗り換えでございます。</p> <p>それからY・Tさん、M・Iさんの分は、賃借料の変更があったということで、一旦解約して、再度の契約ということになっているようでございます。それから配分計画の1番、2番、3番につきましては、これは耕作者の変更ということになっています。ですので、1番、2番、3番については耕作者の変更だけですので、今回の審議の中には入っていません。</p>

	説明については以上です。
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
7 番 寺田委員	この小作料0というのはどういう意味ですか。
事務局	使用貸借です。
7 番 寺田委員	0が多いがと思って。
事務局	馬庭原の所は、K・T君が借りるんですけれども、もう殆ど使用貸借です。
3 番 鍋 委員	馬庭原というのはKさん宅の前のあそこらへんですか。
事務局	そうです。あそこらへんは全部、K・T君が作ることになります。
10番 貫見委員	水利費は反当3,000円払うようになっています。これは0ですけれども。水利組合の方に反当3,000円は。
6 番 坂元委員	借主が払うの。
10番 貫見委員	借主が米を作らんでも決まっています。あの辺は。
5 番 徳永委員	Kさん。一気に3町歩ぐらい増えているんですけど、管理ができるんだろうか。
事務局	Kさんはですね。この馬庭原という小字はちょうど家の前で、爺さん、婆さんと一緒に3人で頑張っているんですけれども。

10番 貫見委員	里芋を植えるもんだから、5年に1回しか植えられないですよ。連作が出来ないもんですから。
事務局	その間は水稻を作ったり、カボチャを作ったり。
5番 徳永委員	作らない場所の管理というのは。
10番 貫見委員	管理はしています。
3番 鍋委員	管理はトラクターを入れて、荒れていません。
事務局	面積が一気に増えるんですけど、場所的には大体一緒の所です。集約という形で、一か所に。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第32号のうち、受付番号379号から420号までを採決します。 お諮りします。 議案第32号のうち、受付番号379号から420号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第32号のうち、受付番号379号から420号までについては、原案のとおり決定しました。

議 長	次に、議案第33号 非農地証明についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第33号について説明します。 受付番号5号の申請者はM・Eさん、K市在住の方です。 申請地は城元字宮ケ原2085番3、地籍は88㎡、地目は台帳は畑、現況は宅地となっています。 18頁から20頁にかけて位置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。 この件の担当調査員は、山中推進委員です。 以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。 受付番号5号について、山中推進委員をお願いします。
山 中 推進委員	はい。報告します。 M・Eさんというのは、旧姓がS・Eさんでございます。Kの入り口の、こっちから行ったら左側になります。12月12日に鳥越委員と事務局と現地調査に行きました。場所は城元から田代へ上がる途中の広いカーブの所の外れといいますか、K神社の境内の一番上の所です。梅の木と竹が出ていまして、耕作が出来ないということで、本人も年に何回か家に帰ってくるんですが掃除くらいしか出来ないということで、認めてくださいということです。耕作が出来ないということです。よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま担当調査員から説明がありましたが、質疑はありませんか。
事務局	農業用の倉庫を親戚の方が作ってまして、殆んど敷地はその倉庫で占めている状況です。
議 長	質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第33号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第33号については、非農地とすることにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第33号については、非農地とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第34号 平成29年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第34号について説明いたします。</p> <p>この件につきましては、町長より平成29年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議がございました。田代麓地区の農地からの農地外への地目変更が263件と農地外から農地への地目変更が1件となっております。</p> <p>個別の変更内容につきましては、後ほど回覧いたします資料で確認をお願いします。調査地区としては、土屋、小榎、八ノ尾、横峯、串目川原、丸塚、先中野となっております。地図の方をお手元の方にお配りしましたが、今回の協議は、この赤い線で囲まれています調査地区に関するものでございます。しばらくの間、それぞれの内容について確認、検討をいただいて、後ほど協議をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは、資料を回覧いたしますので確認の上、検討をお願いします。</p> <p>しばらく休憩します。</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>それでは内容を確認いただいたと思いますので、協議をお願いいたします。</p> <p>意見、質問など、ある方はどなたからでも結構ですので、出していただきたいと思います。</p>
6 番 坂元委員	<p>この農地外から農地への地目変更の1件についてですけれども、この場所を地図で確認したら、丁度もう周辺は全部山林なんですね。入り込みの所の、今</p>

	<p>回、農地外から農地への変更をされているところで、もう本人の確認は取れているんでしょうけれども、今は田んぼを作っているんですけども、数年前までは荒れていたりしていた経緯もある所だと思っています。本人に聞いてもらって農地に戻すのかどうかですね。相続の手続きをするにしても、やがて買いたい人がいて売るときにしても、農業委員会を通さなければいけない手続きが一作業増える訳で、今のまま田んぼは作って良いわけですから、わざわざ農地にする必要があるのかなあというふうに思っているんですけども。ここの近くの横原推進委員が近くの方ですけども、現場は十分知っているらしいので、本人と再度そこは確認をして、説明をして、できればもうそのまま山林のままでした方が良いんじゃないかなあと思うんですけども。将来的に本人のことを考えてもですね。</p>
事務局	<p>一応事務局としては話はさせて頂きたいと思いますが、地籍の方から行く、登記法というのを法務局の方は言われると。で、登記法上の変更というのはやはり現況であるというので、いろいろと協議はしたんですが、現状、田んぼの部分と山の部分と分筆して田んぼとして登記すると。現状が耕作をされている田んぼを山林として実際登記できるのかどうかというのがはっきりわかりませんので、地籍の担当と協議はさせて頂きたいとは思います。</p>
6 番 坂元委員	<p>担当はですけども、本人の意向がなあ。</p>
事務局	<p>本人は印鑑を付いているので確認をして。分筆予定となっていたので、分筆しなければそのまま山林として登記されるのかなあと思いますけれども、そこはまた、協議をさせて頂きたいと思います。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、特に意見がなければ採決に入ります。 お諮りします。 議案第34号 平成29年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第34号 平成29年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	以上で、平成30年12月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

8 番

9 番

議事録調整者 窪 和人